

舟橋村告示第 26 号

舟橋村ネーミングライツ事業実施要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村ネーミングライツ事業実施要綱

(令和 8 年 7 月 7 日告示第 26 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村が所有する施設及び村が実施する事業等に対するネーミングライツを付与することにより、施設等の付加価値、魅力及び住民サービスの向上を図るとともに、村の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ：村が所有する施設若しくはその一部、付帯設備、設置物又は村が実施する事業（以下「施設等」という。）について、正式名称を変更せず、企業名、商品名、ブランド名その他これらに類する名称を用いた愛称、協賛表示、支援者表示その他村長が認める表示（以下「愛称等」という。）を付す権利をいう。
- (2) 事業者等：法人その他の団体をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー：村長がネーミングライツを付与する事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業：村がネーミングライツをネーミングライツ・パートナーに付与し、その対価を得て、施設等の運営及び維持管理、住民サービスの向上その他村長が必要と認める事業に活用する事業をいう。
- (5) ネーミングライツ料：ネーミングライツ付与の対価としてネーミングライツ・パートナーが村に納入する金銭をいう。
- (6) 役務提供等：ネーミングライツ付与の対価又は付帯提案として、ネーミングライツ・パートナーが村又は施設等に提供する物品、サービス、維持管理、修繕、備品、企画、広報その他これらに類するものをいう。
- (7) 既存愛称：施設等について、ネーミングライツ事業の実施前から住民等に使用されている愛称をいう。
- (8) 指定プラットフォーム：村がネーミングライツの募集、提案受付、販売、購入手続、通知その他ネーミングライツ事業の実施に使用する、村が指定する販売プラットフォームをいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等を活用した本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 村は、ネーミングライツ事業により決定した愛称等を、当該ネーミングライツ事業における権利期間中、対象施設等に使用することができる。ただし、条例等の例規に規定してある施設等の正式名称は変更しないものとする。

3 既存愛称がある施設等については、当該既存愛称を原則として維持し、愛称等は既存愛称を損なわない方法により表示するものとする。

(ネーミングライツ・パートナーの要件)

第4条 ネーミングライツ・パートナーとなることができる事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

(2) 村から指名停止措置を受けているもの

(3) 村税、国税、県税その他の租税を滞納しているもの又は正当な理由なく村に対する債務を履行していないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしているもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続をしているもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項から第1項までに規定する営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する業を営んでいるもの

(6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）

(7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が、その経営に実質的に関与している事業者等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者等及び暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者等

(9) その他村長が適当でないと認めるもの

(指定管理者との協議)

第5条 村長は、新たに指定管理者を募集する施設でネーミングライツ事業の実施が見込まれる場合又はネーミングライツ事業を実施している施設で新たに指定管理者を募集する場合は、その旨を別に定める募集要項に盛り込み、当該応募者に説明するものとする。

- 2 ネーミングライツ料は、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合を含め、全て村の収入とする。
- 3 役務提供等を受ける場合は、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合を含め、その内容、履行方法、履行確認及び費用負担について、村、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーが協議するものとする。

(愛称等の範囲)

第6条 ネーミングライツ・パートナーが表記する愛称等は、住民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
 - (5) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
 - (7) 既存愛称、施設等の設置目的又は公共施設としての品位を損なうおそれがあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設等に表記する愛称等として適当でないと村長が認めるもの
- 2 村長は、施設等の正式名称、既存愛称、利用者への影響、表示場所及び表示方法を踏まえ、愛称等の具体的な表記方法を定めることができる。

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として1年以上とし、施設等の性格等に応じて決定する。ただし、指定管理者制度の導入施設については、その指定管理期間を考慮し、村長が適切な期間を定めることができる。

(募集及び販売方法)

第8条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、指定プラットフォーム上に掲載する対象施設等について、事業者等から商品ページ上の申込みを受け付ける方式により行うものとする。

- 2 ネーミングライツの募集、提案受付、販売、購入手続及びこれらに付随する情報の掲載は、指定プラットフォーム上で行うものとする。村ホームページ、広報紙その他の媒体による周知を行う場合であっても、申込み及び販売の窓口は、指定プラットフォームに限定するものとする。
- 3 事業者等は、指定プラットフォーム上に掲載された対象施設等について、商品ページから申込みを行うものとし、商品ページに指定する方法により、希望する愛称等、提案金額、表示案、役務提供等の内容を、指定プラットフォーム上で提出するものとする。

る。この場合において、当該申込みは購入手続の完了を意味するものではなく、村による協議及び審査の対象となるものとする。

- 4 村長は、施設等の性格、利用状況、維持管理及び事業運営に係る経費、広告媒体としての価値、他自治体の類似事例、役務提供等の公益性及び実現可能性その他必要な事項を総合的に勘案し、指定プラットフォーム上に掲載する対象施設等、募集条件、最低価格又は提案受付条件を定めることができる。
- 5 指定プラットフォーム上に掲載する価格は最低価格として取り扱うことができる。この場合において、事業者等は、申込み又は指定プラットフォーム上で村長が指定する方法による協議において、当該最低価格を上回る提案金額を提示することができる。
- 6 村長は、提案の対象となる施設等が村の施策、施設等の性格又は利用者への影響に照らして適当でないとき、当該提案を受け付けないことができる。

(申込み及び協議)

第9条 指定プラットフォーム上に掲載された対象施設等について申込みを行った事業者等は、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、希望する愛称等、提案金額、表示案、申込みの目的その他村長が必要と認める事項を提示し、村と協議を行うものとする。

- 2 前項の申込みを行った事業者等は、村長から提出を求められた場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (4) 直近1事業年度分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税等）
- (5) 村税を滞納していないことを証明する書類
- (6) 愛称等に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要が分かるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

- 3 前項の書類は、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法、当該書類を閲覧し、若しくは取得することができるリンクを送信する方法その他村長が適当と認める方法により提出するものとする。
- 4 ネーミングライツ・パートナーの申込みに係る誓約及び申込意思の表示は、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、文面で行うことができるものとする。
- 5 村長、事業者等、指定管理者その他関係者は、申込みに関する確認、協議、資料提出及び連絡を、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により行うことができる。この場合において、資料を閲覧し、又は取得するためのリンクを送信するときは、当該リンクの閲覧又は取得に必要な事項を併せて送信するものとする。

- 6 村長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、別途書面又は電子ファイルによる資料の提出を求めることができる。

(審査)

第 10 条 村長は、前条の規定により申込み又は協議があったときは、申込み内容並びに申込みをした事業者等が第 4 条の要件及び愛称等が第 6 条に定める範囲に適合するかについて審査するものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、事業者等の経営の安定性、提案金額、愛称等の適切性、施設等との親和性、役務提供等の妥当性、付帯提案の内容、履行の確実性、住民サービスの向上への寄与その他村長が必要と認める事項を総合的に確認するものとする。
- 3 複数の事業者等から同一又は関連する施設等について申込み又は協議があった場合は、受付順のみによらず、提案金額、希望する愛称等、施設等との親和性、地域貢献性、事業者等の適格性その他村長が必要と認める事項を総合的に勘案し、採用候補者を選定するものとする。

(決定及び通知)

第 11 条 村長は、前条の規定による協議を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーとなる事業者等を決定するものとする。

- 2 村長は、採用を決定したときは、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、当該採用を決定した事業者等に通知し、指定プラットフォーム上で村が指定する購入手続用ページその他購入手続に必要な情報を案内するものとする。
- 3 村長は、採用を決定した事業者等の提案金額が指定プラットフォーム上に掲載した最低価格を上回る場合は、指定プラットフォーム上の商品価格を当該提案金額に変更した上で、購入手続を案内することができる。
- 4 採用の通知を受けた事業者等は、当該通知を受けた日から 6 日以内に、指定プラットフォーム上で村長が指定する購入手続を完了しなければならない。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この期間を変更することができる。
- 5 村長は、事業者等が前項の期間内に購入手続を完了しないときは、採用の決定を取り消すことができる。

(愛称等の表示)

第 12 条 村長及びネーミングライツ・パートナーは、対象施設等、施設案内看板等への愛称等の表示については、富山県屋外広告物条例その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(愛称等の周知)

第 13 条 村長は、決定した愛称等を必要に応じて周知するものとする。

(愛称等の変更)

第 14 条 愛称等は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。

- 2 村長は、愛称等の変更を必要と認める場合は、変更の可否についてネーミングライツ・パートナーと協議するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、変更しようとする施設が指定管理者制度の導入施設であるときは、ネーミングライツ・パートナー及び指定管理者と協議するものとする。
(購入手続完了及び実施決定)

第 15 条 ネーミングライツ事業に係る購入手続は、第 11 条第 4 項に規定する購入手続が指定プラットフォーム上で完了した時に完了するものとする。

- 2 ネーミングライツの内容は、この要綱、指定プラットフォーム上に掲載された対象施設等の条件、申込み及び協議の内容、誓約の内容、提出資料、採用通知その他村長が必要と認める事項によるものとする。
- 3 村長は、第 1 項の購入手続が完了したときは、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、ネーミングライツの実施決定をネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。
(ネーミングライツ料及び役務提供等)

第 16 条 ネーミングライツ・パートナーは、第 11 条第 4 項に規定する購入手続により、指定プラットフォーム上で村が指定する方法に従い、ネーミングライツ料を支払うものとする。

- 2 ネーミングライツ料は、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合を含め、全て村の収入とする。
- 3 役務提供等を対価又は付帯提案とする場合において、村長及びネーミングライツ・パートナーは協議により、役務提供等の内容、履行方法、履行時期、見積価額、履行確認方法その他必要な事項を指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により定めるものとする。
- 4 ネーミングライツ料は、権利期間中、年度ごとに、指定プラットフォーム上で村が指定する購入手続により支払うものとする。この場合において、権利期間が年度の途中に開始し、又は終了するときの当該年度分のネーミングライツ料は、当該対象期間に応じて村長が定める額とする。
- 5 権利期間中に施設等の運営内容に大きな変更が生じた場合又は施設等が供用終了若しくは利用停止となった場合であっても、既に支払われたネーミングライツ料は返還せず、村は代替施設等を提供しないものとする。

(継続困難時の申出)

第 17 条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、その旨を申し出なければならない。

- 2 前項の申出に当たっては、対象施設等の名称、愛称等、実施決定日、中止又は変更を希望する日及び申出の理由を明らかにしなければならない。

- 3 村長は、必要があると認めるときは、ネーミングライツ・パートナーに対し、別途書面又は電子ファイルによる資料の提出を求めることができる。

(ネーミングライツ・パートナーの取消し)

第 18 条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときには、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料の支払いがないとき。
 - (2) 指定した期日又は方法により役務提供等が履行されないとき。
 - (3) ネーミングライツ・パートナーが、法律、条例、本要綱、募集要項その他の関係規定に違反し、又はそのおそれがあると村長が認めたとき。
 - (4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - (5) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから継続困難時の申出があったとき。
- 2 村長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、指定プラットフォーム上で村長が指定する方法により、ネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合であっても、第 16 条の規定により既に支払われたネーミングライツ料は、返還しないものとする。ただし、災害その他双方の責めに帰することができない事由によりネーミングライツの内容を履行できない場合は、村長及びネーミングライツ・パートナーが協議するものとする。
 - 4 役務提供等については、既に履行された部分について村が返還又は補償の義務を負わないものとし、未履行部分の取扱いが協議内容に基づき村長及びネーミングライツ・パートナーが協議するものとする。

(費用負担区分)

第 19 条 村は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、村ホームページ、広報紙等の村が管理する媒体の表示変更に係る経費を負担する。

- 2 看板、敷地内サインその他表示物の制作、設置、変更、更新、撤去及び権利期間満了後又はネーミングライツ終了後の原状回復に係る費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、指定プラットフォーム上に掲載する対象施設等の条件、申込み及び協議の内容その他村長が必要と認める事項により、費用負担区分を別に定めることができる。
- 4 指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合であっても、施設表示の変更費用、撤去費用、原状回復費用及びネーミングライツ料は、指定管理に係る費用に含めないものとする。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。